処分基準（公表用）

様式第４号

所管部（局）・課　　こども家庭課

法令名	児童福祉法	法令番号	昭和２２年法律第１６４号
手続名	診療報酬の支払いの一時差し止め	根拠条項	第２１条の３第２項

処分基準	
	指定定療養機関法が法第２１条の３第２項の規定に該当した場合、当該指定療育機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。

対応区分	１　聴聞の実施 ２　弁明の機会の付与	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	目次No.	1